

らない。

4 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、同項及び次条第四項の場合を除き、第一項の保管振替機関を優先出資者（新優先出資法第十二条第一項に規定する優先出資者をいう。次条において同じ。）とする優先出資法第二十三条第一項の名義書換をしてはならない。

（施行日において振替優先出資となる保管振替利用協同組織金融機関の優先出資に係る特例）

第十九条 発行者は、保管振替機関において取り扱われている優先出資証券に係る優先出資につき、施行日を新振替法第二百六十一条第一項において準用する新振替法第三百三十一条第一項第一号の一定の日とし、かつ、振替機関に対し新振替法第十三条第一項の同意を与えた場合には、当該保管振替機関に対し、その旨を通知しなければならない。

2 保管振替機関は、前項の通知を受けた場合には、当該通知を行った発行者に対し、当該発行者の当該保管振替機関が取り扱っている優先出資証券に係る優先出資の施行日の前日の質権者に関する事項（当該質権者に係る参加者自己分（旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第十七条第二項第一

号の参加者自己分をいう。) についての旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第十七条第二項に掲げる事項及び顧客預託分(旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第十七条第二項第一号の顧客預託分をいう。) についての旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第十五条第二項に掲げる事項をいう。) を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

3 参加者は、前項の保管振替機関から、同項の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、直ちに、当該事項を報告しなければならない。

4 第二項の通知を受けた発行者は、直ちに、優先出資者名簿に当該通知を受けた事項を記載しなければならない。

5 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、前条第三項及び前項の場合を除き、第二項の保管振替機関を優先出資者とする優先出資について新優先出資法第二十三条第一項の名義書換をしてはならない。

第二十条 前条第一項の発行者の優先出資に係る預託優先出資証券(旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第十七条第二項に規定する預託優先出資証券をいう。以下この条及び次条において同

じ。 ) については、参加者又は顧客（旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第十五条第一項に規定する顧客をいう。 ) は、保管振替機関又は参加者に対し、施行日以降は当該預託優先出資証券の交付を請求することができない。

第二十一条 附則第十九条第一項の発行者の優先出資に係る実質優先出資者は、施行日において、各自その預託優先出資証券の優先出資の口数に応じた預託優先出資証券に係る優先出資を取得するものとする。

（保管振替利用特定目的会社に関する経過措置）

第二十二条 保管振替機関は、発行者（保管振替機関に対し旧保振法第六条の二の同意を与えた特定目的会社（第五条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律（以下「改正後の資産流動化法」という。 ）））第二条第三項に規定する特定目的会社をいい、第七条の規定による改正後の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「改正後の旧資産流動化法」という。 ））第二条第二項に規定する特定目的会社を含む。 ）をいう。以下附則第二十五条までにおいて同じ。 ) に対し、当該発行者の当該保管振替機関において取り扱われている優先出

資証券（改正後の資産流動化法第二条第九項に規定する優先出資証券をいい、改正後の旧資産流動化法第二条第七項に規定する優先出資証券を含む。次条において同じ。）に係る優先出資（改正後の資産流動化法第二条第五項に規定する優先出資をいい、改正後の旧資産流動化法第二条第三項に規定する優先出資を含む。以下附則第二十五条までにおいて同じ。）につき施行日の前日の実質優先出資社員（旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第三十条第一項に規定する実質優先出資社員をいう。附則第二十五条において同じ。）に係る旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第三十一条第一項に規定する通知事項を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

2 参加者は、前項の保管振替機関から、同項の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、直ちに、当該事項を報告しなければならない。

3 第一項の通知を受けた発行者は、直ちに、優先出資社員名簿（改正後の資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいい、改正後の旧資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿を含む。次条及び附則第二十九条において同じ。）に当該通知を受けた事項を記載し、又は記録しなければならない。

4 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、同項及び次条第四項の場合を除き、第一項の保管振替機関を優先出資社員（改正後の資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員をいい、改正後の旧資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員を含む。次条において同じ。）とする優先出資について名義書換（改正後の資産流動化法第四十二条第一項の名義書換をいい、改正後の旧資産流動化法第四十二条第一項の名義書換を含む。次条において同じ。）をしてはならない。

（施行日において振替優先出資となる保管振替利用特定目的会社の優先出資に係る特例）

第二十三条 発行者は、保管振替機関において取り扱われている優先出資証券に係る優先出資につき、施行日を新振替法第二百六十八条第一項において準用する新振替法第二百三十一条第一項第一号の一定の日とし、かつ、振替機関に対し新振替法第十三条第一項の同意を与えた場合には、当該保管振替機関に対し、その旨を通知しなければならない。

2 保管振替機関は、前項の通知を受けた場合には、当該通知を行った発行者に対し、当該発行者の当該保管振替機関が取り扱っている優先出資証券に係る優先出資の施行日の前日の質権者に関する事項（当該質権者に係る参加者自己分（旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第十七条第二項第一

号の参加者自己分をいう。) についての旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第十七条第二項に掲げる事項及び顧客預託分(旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第十七条第二項第一号の顧客預託分をいう。) についての旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第十五条第二項に掲げる事項をいう。) を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

3 参加者は、前項の保管振替機関から、同項の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、直ちに、当該事項を報告しなければならない。

4 第二項の通知を受けた発行者は、直ちに、優先出資社員名簿に当該通知を受けた事項を記載し、又は記録しなければならない。

5 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、前条第三項及び前項の場合を除き、第二項の保管振替機関を優先出資社員とする優先出資について名義書換をしてはならない。

第二十四条 前条第一項の発行者の優先出資に係る預託優先出資証券(旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第十七条第二項に規定する預託優先出資証券をいう。以下この条及び次条において

同じ。)については、参加者又は顧客(旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第十五条第一項に規定する顧客をいう。)は、保管振替機関又は参加者に対し、施行日以降は当該預託優先出資証券の交付を請求することができない。

第二十五条 附則第二十三条第一項の発行者の優先出資に係る実質優先出資社員は、施行日において、各自その預託優先出資証券の優先出資の口数に応じた預託優先出資証券に係る優先出資を取得するものとする。

(罰則)

第二十六条 附則第七条第二項、第四項、第六項若しくは第七項後段、第八条第六項(同条第七項(附則第九条第四項において準用する場合を含む。))及び附則第九条第四項において準用する場合を含む。))又は第十条第二項の規定に違反して、振替口座簿、参加者口座簿又は顧客口座簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又はこれらに虚偽の記載若しくは記録をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十七条 附則第三条第二項(附則第六条第二項において準用する場合を含む。))若しくは第三項(附則

第六条第三項において準用する場合を含む。）、第八条第二項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第二項若しくは第三項、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条第二項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項又は第二十三條第二項若しくは第三項の規定に違反して、通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十八条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を科する。

第二十九条 法人の役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 附則第八条第五項若しくは第六項（同条第七項（附則第九条第四項において準用する場合を含む。）及び附則第九条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第三項又は第十一条第二項の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

二 附則第三条第四項（附則第六条第三項において準用する場合を含む。）、第十四条第三項、第十八条第三項又は第二十二條第三項の規定に違反して、株主名簿、投資主名簿、優先出資者名簿又は優先出資



社員名簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 附則第八条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

四 附則第八条第八項及び第九条第六項において準用する新振替法第百六十九条第一項の規定に違反したとき。

(保管振替機関に関する経過措置)

第三十条 この法律の施行の際保管振替機関であつた者は、保管振替業（旧保振法第三条第一項に規定する保管振替業をいう。以下附則第三十四条までにおいて同じ。）を速やかに結了しなければならない。この場合において、当該保管振替機関であつた者は、その保管振替業の結了の目的の範囲内において、なおこれを保管振替機関とみなす。

2 前項後段の規定により保管振替機関とみなされた者については、旧保振法第一章、第二章、第二十八条及び第五章の規定は、その保管振替業が結了するまでの間、なおその効力を有する。

3 この法律の施行の際保管振替機関又は参加者であつた者は、この附則に係る業務の範囲内において、保

管振替機関又は参加者とみなす。

(預託を受けた株券等に関する経過措置)

第三十一条 旧保振法第三条の四第四項に規定する預託債権者又は旧保振法第二十六条第三項に規定する質権者は、その口座に係る保管振替株券、附則第十六条の規定が適用される新投信法第八十三条第二項に規定する投資証券、附則第二十条の規定が適用される新優先出資法第二十八条第一項に規定する優先出資証券並びに附則第二十四条の規定が適用される改正後の資産流動化法第二条第九項に規定する優先出資証券及び改正後の旧資産流動化法第二条第七項に規定する優先出資証券を除く株券等（旧保振法第二条第一項に規定する株券等をいう。次条において同じ。）について、旧保振法第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用する旧保振法第二十八条第一項又は第三項の規定による当該株券等の交付の請求を施行日において行ったものとみなす。

(補てん義務に関する経過措置)

第三十二条 保管振替機関及び参加者についての旧保振法第二十五条（旧保振法第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用する場合を含む）

む。)の規定による預託を受けた株券等を連帯して補てんしなければならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第三十三条 保管振替機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者についての旧保振法第三条の五の規定による保管振替業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(社債等の振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 旧保振法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者については、新振替法第三条第一項第二号に該当する者とみなす。

2 旧保振法第九条の二第一項の規定により旧保振法第三条第一項の指定を取り消された場合又は旧保振法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、執行役又は監査役(外国の法令

上これらと同様に取り扱われている者を含む。次項において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者については、新振替法第三条第一項第三号二に該当する者とみなす。

3 旧保振法第九条の二第一項の規定又は旧保振法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過しない者については、新振替法第三条第一項第三号ホに該当する者とみなす。

4 新振替法第二条第一項第十二号から第二十三号までに掲げるもの（以下この条において「株式等」という。）についての新振替法第三条第一項の指定及び新振替法第十七条の業務規程の変更並びにこれらに関する必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新振替法の例により、行うことができる。

5 振替機関は、株式等につき、施行日前においても、新振替法第十三条第一項の規定の例により、発行者から同意を得ることができる。

6 振替機関等は、株式等につき、施行日前においても、新振替法第十二条第一項又は第四十四条第一項及び第二百二十九条（新振替法第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第七十二条（新振替法第二百七十六条第一項及

び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第百九十四条（新振替法第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）又は第二百二十一条（新振替法第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）の規定の例により、株式等の振替を行うための口座を開設することができる。

（投資者保護基金から加入者保護信託への投資者保護資金の拠出に関する特例）

第三十五条 投資者保護基金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。）は、同法第七十九条の六十三第二項の規定にかかわらず、同法第七十九条の四十九各号に掲げる業務の遂行に支障の生じない範囲内で、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、同法第七十九条の六十三第一項に規定する投資者保護資金の一部を新振替法第二条第十一項に規定する加入者保護信託の信託財産に充てるため拠出することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

（商法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 会社が有する自己の株式の処分を無効とする判決が確定した場合において、当該会社が一部施

行日前に第二条の規定による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第二百十一条第三項において準用する旧商法第二百八十条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をしたときは、新商法第二百十一条第三項において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 株式の消却をしようとする会社が一部施行日前に旧商法第二百十三条第二項において準用する旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合には、新商法第二百十三条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 株式の併合をしようとする会社が一部施行日前に旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合には、新商法第二百十五条ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 旧商法第二百二十二条ノ九第一項に規定する強制転換条項付株式の転換をしようとする会社が一部施行日前に同条第二項の規定による公告又は通知をした場合には、新商法第二百二十二条ノ九第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 会社の新株発行を無効とする判決が確定した場合において、当該会社が一部施行日前に旧商法第二百八十条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をしたときは、新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にか

かわらず、なお従前の例による。

6 旧商法第二百八十条ノ三十六第一項後段の決議をした会社が一部施行日前に同条第二項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第二百八十条ノ三十六第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 旧商法第三百四十八条第一項の決議をした会社が一部施行日前に旧商法第三百五十条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第三百五十条ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 株式交換により完全子会社となる会社が一部施行日前に旧商法第三百五十九条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、なお従前の例による。

9 株式交換により完全親会社となる会社が一部施行日前に旧商法第三百六十二条第二項において準用する旧商法第三百五十条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第三百六十二条第二項において準用する新商法第三百五十条ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 会社の株式交換を無効とする判決が確定した場合において、当該会社が一部施行日前に旧商法第三百六

十三条第五項において準用する旧商法第二百八十条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をした場合において、新商法第三百六十三條第五項において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 株式移転により完全子会社となる会社が一部施行日前に旧商法第三百六十八條第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、なお従前の例による。

12 吸収分割により營業を承継する会社が一部施行日前に旧商法第三百七十四條ノ三十一第二項において準用する旧商法第三百五十條第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第三百七十四條ノ三十一第二項において準用する新商法第三百五十條ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13 合併により消滅する会社が一部施行日前に旧商法第四百十三條ノ四第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、なお従前の例による。

14 合併後存続する会社が一部施行日前に旧商法第四百十六條第四項において準用する旧商法第三百五十條第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第四百十六條第四項において準用する新商法第三百五十條ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。



15 旧商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する一定期間（以下この条において「閉鎖期間」という。）が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時（以下この条において「閉鎖期間満了時」という。）までは、同項の会社は、株主名簿の記載又は記録の変更を行わないことができる。

16 前項に規定する場合において、閉鎖期間を定めた会社が新商法第二百十九条第一項（新商法第二百二十一条第六項において準用する場合を含む。）、第二百八十条ノ四第三項（新商法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第四項において準用する場合を含む。）及び第三百七十四条ノ七第一項（新商法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）に規定する一定の日を定めようとするときは、その日は、閉鎖期間満了の日後の日でなければならない。

17 第十五項に規定する場合には、閉鎖期間満了時までには、次に掲げる者の議決権については、なお従前の例による。

- 一 当該閉鎖期間内に新商法第二百二十条ノ五第一項の規定により株主となった者
- 二 当該閉鎖期間内に新商法第二百二十二条ノ三に規定する転換予約権付株式の転換の請求をした株主

三 当該閉鎖期間内に新商法第二百二十二条ノ九第一項に規定する強制轉換条項付株式の轉換の効力が生じた場合における当該強制轉換条項付株式の株主

四 当該閉鎖期間内に新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を行使した者

18 第十五項に規定する場合において、閉鎖期間満了時前に、新商法第二百三十条ノ四第六項の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、第十五項の規定にかかわらず、同項の会社は、当該株券喪失登録について登録異議の申請をした者であつて同条第三項の請求をしたものについて株主名簿の記載又は記録の変更を行わなければならない。

19 一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の定款の定めがある会社（一部施行日前に定款の認証を受け、一部施行日後に成立するもの（以下この項において「設立中の会社」という。）を含む。）であつて旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の定款の定めがないものについては、一部施行日（設立中の会社にあつては、その成立の日）において、株主又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を同項の一定の日に指定する旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。この場合においては、取締役会の決議をもつて、当該権利の内容を定めなければならない。

20 一部施行日前に旧商法第二百二十六条ノ二第二項の規定により寄託された株券については、なお従前の例による。

21 一部施行日の前日を払込期日として新株の発行又は自己株式の処分をした場合においては、当該新株又は自己株式の引受人は、一部施行日から株主となる。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条 投資口（第三条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「旧投信法」という。）第二条第二十一項に規定する投資口をいう。以下この条において同じ。）の併合をしようとする投資法人（旧投信法第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）が一部施行日前に旧投信法第八十五条第二項において準用する旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、新投信法第八十五条第二項において準用する新商法第二百十五条ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 投資法人が成立後に発行する投資口の発行を無効とする判決が確定した場合において、当該投資法人が一部施行日前に旧投信法第二百二十三条第一項において準用する旧商法第二百八十条ノ十七第二項の規定に

よる公告又は通知をしたときは、新投信法第二百二十三条第一項において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 旧投信法第八十二条第三項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する一定期間（以下この条において「閉鎖期間」という。）が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時までは、同項の投資法人は、投資主名簿（旧投信法第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。）の記載又は記録の変更を行わないことができる。

4 前項に規定する場合において、閉鎖期間を定めた投資法人が新投信法第八十七条第三項に規定する一定の日を定めようとするときは、その日は、閉鎖期間満了の日後の日でなければならない。

5 一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の規約（旧投信法第六十七条第一項に規定する規約をいう。以下この項において同じ。）の定めがある投資法人であつて旧投信法第八十二条第三項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の規約の定めがないものについては、一部施行日において、投資主（新投信法第二条第二十三項に規定する投資主をいう。第八項において同じ。）又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を旧投信法第八十二条第三項